

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年（2025年）1月7日付け令6県民生活第449号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 公文書の開示請求**

審査請求人は、令和6年12月18日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、「〇〇部〇〇課〇〇における新人相談員の指導記録（養成グループリーダーの机（右側引出しの2段目に保管））文書全て」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

**2 実施機関の処分**

実施機関は、令和7年1月7日付けで、本件請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**3 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年4月8日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

**1 審査請求の趣旨**

保存期間1年に該当する公文書ではなかった。保存期間1年未満の公文書であると判断した理由を審査してほしい。また、廃棄と判断した職員が権限者であったのか、審査してほしい。

**2 審査請求の理由**

（省略）

**3 実施機関の理由説明に対する意見**

（省略）

**第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）**

（省略）

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求の対象となる公文書を保有していないことを理由として、実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

### 2 対象公文書の存否について

請求人が開示を求めた「指導記録」の文書の内容は、①新人相談員が作成した消費生活相談記録及び添付書類のコピー、②指導相談員から新人相談員への相談記録の修正指示やアドバイス、また、新人相談員から指導相談員への質問や修正報告等の書面、③「新任相談員の業務の進め方について」等の〇〇が作成した資料及び〇〇の研修資料のコピー、④指導相談員が新人相談員や〇〇の相談体制などについて、管理職員等に申し出た内容等の書面である。

「知事が取り扱う公文書の管理に関する規程」（以下、「公文書管理規程」という。）においては、「別途正本が保存されている公文書の写し」、「定型的又は日常的な業務連絡又は日程表等」、「出版物その他公表されているものを編集した公文書」などについては、その保存期間を一年未満とすることができることとされている。

①については、原本である消費生活相談記録及び添付書類は、別途公文書として保存されていることから、別途正本が保存されている公文書の写しと認められる。

②については、新人相談員の業務指導等の相談員間の日常的な業務に関する書面であり、定型的又は日常的な業務連絡に当たる文書であると認められる。

③については、別途原本のある研修受講者に対して公表されている資料であることから、公表されているものを編集した文書であると認められる。

④については、退職した相談員が作成した業務上の出来事や気づきを記した書面であり、定型的又は日常的な業務連絡に当たる文書であると認められる。

したがって、①から④の文書については、いずれも公文書管理規程において、保存期間を一年未満とすることができる文書に該当すると考えられる。

また、本件請求に係る対象となる公文書の探索の経緯について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、対象文書は、令和6年3月31日以前に作成されたものであり、令和5年度末を以って保存期間が満了したことから、文書廃棄に関する事務を行う文書管理者の指示のもと廃棄を行ったとのことであった。

よって、本件請求の対象文書は、保存期間が満了したことから廃棄処理を行っており、対象となる公文書は保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

### 3 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等  
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 7年 5月30日	実施機関から諮問を受けた。
令和 8年 2月19日	事案の審議を行った。
令和 8年 4月21日	事案の審議を行った。
令和 8年 6月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
通 山 和 史	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和8年6月19日現在）